

古利根堰管理事業補助金交付要綱

昭和61年11月20日決 裁
令和3年4月1日最終改正

(趣旨)

第1条 県は、古利根堰管理事業（以下「補助事業」という。）を行う土地改良区（以下「補助事業者」という。）に対して、毎年度予算の範囲内で古利根堰管理事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するための補助の要件及び補助率並びに補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に基づく交付手続等の細目をここに定める。

(補助要件)

第2条 補助事業は、古利根堰（以下「堰」という。）を、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業として管理していることを要件とする。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助金は、堰の管理に必要な別表に掲げる経費（以下「経費」という。）につき交付する。

2 補助事業の補助率は、経費の3分の1以内とする。

(交付申請書等)

第4条 交付申請書等の様式及び提出期限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 交付申請書 様式第1号とし、提出期限は、知事が毎会計年度別に定める日とする。

(2) 実績報告書 様式第3号とし、提出期限は、補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日とする。

(3) 状況報告書 様式第6号とし、補助金の交付の決定に係る年度の12月末日現在において作成し、提出期限は当該年度の1月20日までとする。

2 補助事業者は、第1項第1号の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

3 第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項第2号の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項第2号の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金

額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払い方法等)

第4条の2 補助金の支払い方法は、概算払いとする。

2 補助事業者は、概算払いによる補助金の交付を請求しようとする場合は、様式第8号により請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第5条 交付決定の通知は、様式第2号により行うものとする。

(額の確定通知)

第6条 補助金の額の確定の通知は、様式第4号により行うものとする。

(処分制限財産の指定)

第7条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、それぞれ1件の取得価格が5万円以上の機械器具とする。

規則第19条ただし書に規定する知事の定める期間は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)」の別表中1及び2で定める処分制限期間とする。

(添付書類の省略)

第8条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(書類の経由)

第9条 規則に基づき知事に提出する書類は、春日部農林振興センター所長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和61年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度に交付する補助金から適用する。

別表

	費 目	科 目		説 明
人 件 費	給 与	給料 職員手当	給 料	補助事業のため、現業員として堰の保守点検及び操作を行う者の年間給与(3人分を限度とし、4人以上の交替制による場合は、当該現業員1人当たりの平均給与の3人分相当額)に12分の6を乗じて得た額とする。 ただし、時間外勤務手当及び宿直手当については堰の保守点検及び操作につき実際に支給した額とする。
			扶養手当 調整手当 住居手当 通勤手当 宿直手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	
事 業 費	維持及び 操作費	需用費	燃料費	緊急用自家発電機の燃料代とする。 堰及び堰管理事務所の電気料、ガス料、水道料とする。 電気設備、監視制御機器およびゲート類等の修繕費(交換部品代を含む。)とする。 堰の取水状況、無線の交信状況等の記録関係用紙代とする。
			光熱水費 修繕費 消耗品費	
		役務費	通信運搬費	堰管理事務所の電話料とする。
		委託料	保守点検費	電気設備、監視制御機器およびゲート類等の保守点検に必要な委託料とする。
		公課費	電波利用料	
	管理開始 準備費	備品購入 費	備品購入 費	堰の管理の開始に必要な備品の購入費とする。 ただし、補助事業開始年度に限るものとする。

様式第 1 号

令和 年度古利根堰管理事業補助金交付申請書

第 号

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所所在地

名 称

代表者 氏名

令和 年度古利根堰管理事業（県費単独補助事業）補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業経費の配分及び事業計画の概要（別紙 1 のとおり）
- 3 事業の完了予定期日 令和 年 月 日
- 4 事業の収支予算書（別紙 2 のとおり）
- 5 交付を受けようとする補助金 金 円

令和 年度古利根堰管理事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度古利根堰
管理事業補助金について下記のとおり交付する。

記

- 1 補助事業費及び補助金の額は、次のとおりである。

補助事業費 円
補助金の額 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業費及び補助金の額については、別に通知するものとする。

- 2 支払方法は、概算払いとする。

- 3 補助金の確定額は、次の各号により算出した額を比較して、いずれか低い額とする。

(1) 補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）

(2) 補助事業者が、当該補助事業に要した実支出に補助率（3分の1）を乗じて得た額

- 4 補助事業に要する経費及びその経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認をうけること。

ただし、次に掲げる以外の変更は、この限りではない。

(1) 事業費から、人件費への20%の額を超える流用

(2) 人件費から、事業費への20%の額を超える流用

(3) 補助事業費の10%を超える減

なお、変更の承認申請書は、様式第5号とする。

- 5 補助事業の遂行が困難となった場合においては、文書によりすみやかに知事に報告し、指示をうけること。

- 6 知事の承認を得て、補助事業により取得した機械を貸し付ける場合には、当該機械の購入費の額からうけた補助金に相当する額を控除した額の償却と、維持管理に要する経費の額を限度とした貸付料とすること。

- 7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した規則及び要綱で定める財産について、知事が別に定める期間内は善良な管理者の注意をもって管理するとともに

補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとする時は、あらかじめ知事の承認を受けること。

なお、当該処分により、収入があった場合は、その収入の一部を納付させることがある。

- 8 補助事業を中止又は廃止した場合は、知事に報告して、その指示を受けなければならない。このとき、当該事業により取得した物件が残存する時は、その品目、数量、金額及び処分方法について、併せて知事に報告し、その指示を受けること。
- 9 補助事業者は、収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管すること。

様式第 3 号

令和 年度古利根堰管理事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所所在地

名 称

代表者 氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

(なお、精算返還額は、 円であります。)

記

- 1 事業の目的
- 2 補助事業の成果 (別紙 1 のとおり)
- 3 収支精算書 (別紙 4 のとおり)

(別紙 1 は、様式第 1 号の別紙 1 に準ずること。また、申請額を上段に黒字で括弧書きにすること。)

様式第 4 号

令和 年度古利根堰管理事業補助金の額の確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で通知した補助金の額については、令和
年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、金
円に確定したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第 1 4 条により通知する。

様式第 5 号

令和 年度古利根堰管理事業変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所所在地

名 称

代表者 氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった事業について、別紙理由により変更承認をうけたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業経費の配分及び計画の概要（別紙 1 のとおり）
- 2 収支予算書（別紙 2 のとおり）
- 3 交付を受けようとする補助金 金 円
- 4 理由書（別添のとおり）

（注） 各様式は、様式第 1 号の別紙 1、2 にそれぞれ準じて作成し、上段に申請額を括弧書きし、変更申請額を下段に対照して記載すること。

様式第 6 号

令和 年度古利根堰管理事業遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所所在地

名 称

代表者 氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙 3 のとおり)
- 2 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

様式第7号（第4条関係）

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

事務所所在地

名 称

代表者 氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助金について、古利根堰管理事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金等の交付手続等に関する規則 （昭和40年埼玉県規則第15条） 第14条の補助金の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入 控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕 入控除額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

様式第8号

令和 年度 県費単独土地改良事業（土地改良施設支援事業
（基幹的土地改良施設管理費補助事業））補助金の概算払請求書

（あて先）

埼玉県知事

住 所
団体名
代表者

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記により
払いによって交付されたく申請します。

円を概算

記

地区名	事業費	県補助金	既受領額		今回請求額		残額		事業完了 予 定 年 月 日	備考
			金額	割合	金額	割合	金額	割合		
	円	円	円	%	円	%	円	%	令和 年 月 日	銀行 支店 普通口座 口座名義 債権者コード

別紙1 事業経費の配分及び事業計画の概要

	費目	科目	事業費	財源				積算	内訳	備考
				県費	市町村費	土地改良区	その他			
人件費	給与	給料 職員手当 扶養手当 調整手当 住居手当 通勤手当 宿直手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当								
	小計									
事業費	維持及び操作費	需用費 燃料費 光熱水費 修繕費 消耗品費 委託料 保守点検費 役務費 通信運搬費 公課費 電波利用料								
	小計									
費	管理開始準備費	備品購入費								
	小計									
	合計									

備考欄には、補助事業者ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙2 収支予算書

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	差引増(△)減	備考
補助金				
市町村補助金				
市町村負担金				
賦課金				
その他				
合計				

2 支出の部

	費目	科目	本年度予算額	前年度予算額	差引増(△)減	備考
人件費	給与	給料 職員手当 扶養手当 調整手当 住居手当 通勤手当 宿直手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当				
	小計					
事業費	維持及び操作費	需用費 燃料費 光熱水費 修繕費 消耗品費 委託料 保守点検費 役務費 通信運搬費 公課費 電波利用料				
	小計					
費	管理開始準備費	備品購入費				
	小計					
	合計					

別紙3 事業遂行状況調書

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考

(2) 支出の部

費目及び科目	予算額 (A)	支出済額 (B)	収入未済額	進捗率 B/A	備考

(注) 収入、支出の部の区分、費目及び科目は、様式第1号の別紙2に準じて記載すること。

別紙4 収支精算書

1 補助金精算

補助金決定額	補助事業費総額	補助率	精算補助金額 (A)	補助金受取額 (B)	差引補助金返還額 (B)-(A)

2 収入の部

区 分	収入予算	収入済額	差引増(△)減	備 考
補 助 金				
市 町 村 補 助 金				
市 町 村 負 担 金				
賦 課 金				
そ の 他				
合 計				

(注) 収入、支出の部の区分及び費目は、様式第1号の別紙2に準じて記載すること。

3 支出の部

費 目	科 目	支出予算額	支出済額	差引増(△)減	備 考
小 計					
小 計					
小 計					
合 計					

4 残材料調書

名 称	形状寸法等	数 量	単 価	金 額	検収又は取得年月日	備 考
			円	円		

5 財産台帳

名 称	形状寸法等	数 量	単 価	取得金額	検収又は 取得年月日	処分制限期間		備 考
						耐用年数	処分制限 年月日	
			円	円				

(注) 規則第19条第1号及びこの要綱第7条第1号で定める財産について記入すること。